

平成２２年（行ツ）第１２７号

平成２２年（行ヒ）第１３９号

決 定

当事者の表示 別紙当事者日録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成２１年（行コ）第１１号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成２１年１２月２２日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を却下する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

１ 上告について

記録によれば、上告人が本件上告を提起した時には、既に上告補助参加人が上告を提起していたことが明らかであるから、上告人の本件上告は、二重上告であり、不適法である。

２ 上告受理申立てについて

記録によれば、申立人が本件上告受理の申立てをした時には、既に申立補助参加人が上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、申立人の本件上告受理の申立ては、二重上告受理の申立てであり、不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成２３年１１月１０日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	兵庫県
同代表者兼処分行政庁	兵庫県労働委員会
同補助参加人	住友ゴム工業株式会社
被上告人兼相手方	ひょうごユニオン